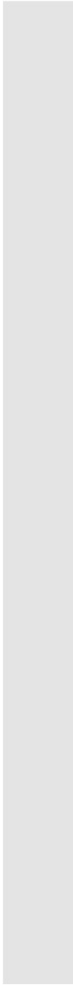


令和9年度使用
教科用図書
事務説明資料

福島県教育庁県中教育事務所



はじめに

●教科書の「無償給与」とは？

- ・ 義務教育諸学校の教科書は国庫負担による無償給与。
- ・ 教科書発行者に支払う対価は、税金により賄われている。
- ・ 正確な種類・冊数を適切な時期に給与する。
- ・ 表簿も正確に記載する。

文部科学省は、昭和41年から、小学校等に入学する新1年生の教科書をこの紙袋に入れて直接給与するよう指導。



(教科書無償給与袋の原画)



教科書担当の先生が
行うこと

教科書担当の先生が行うこと

1 今年度使用する教科書に関わること

- (1) 取次供給所への納入(返付)指示
- (2) 教科書納入の際の受入、各学級への割振等
- (3) 給与後の児童生徒名簿及び冊数の報告
- (4) 転出児童生徒の給与証明書作成

2 来年度に使用する教科書に関わること

- (1) 需要数報告
- (2) 取次供給所への納入(返付)指示
(3月初旬予定)

2

今年度使用教科書に
かかる事務

令和8年度における各期用処理期間について

期 用	期 間
前 期	4月1日に在籍している児童生徒 4月1日～4月6日までの転入学
前期転学	4月7日～8月31日までの転入学 ◎ 8月1日 後期用納入指示書提出期限 ○ 9月1日まで 後期用「追加」納入指示
後 期	9月1日に在籍している児童 ◇ 9月1日 後期用教科書給与日 下巻
後期転学	・9月1日～2月末日 小学校上巻及び通年、中学校 ・9月2日～2月末日 小学校下巻

◆ 3月1日以降の転入生には支給しない。

※ 複数学年使用の教科書は、次年度の前期に給与する。

令和8年度使用教科用図書事務＜無償給与関係＞日程①

提出期限	報告書用紙	流れ	備考
令和8年 7/31(金)	[後期] 教科用図書納入(返付)指示書提出	市町村立学校→取次供給所、市町村教委(写) 県立中学校→取次供給所、県教委(写) 私立学校→取次供給所	○点字・拡大本は直接発行者へ提出 ○県立中学校・市町村立学校 3部作成(2部提出、1部学校控) ○私立学校 2部作成(1部提出、1部学校控)
令和8年 9/9(水)	[後期・前期転学] 教科用図書受領証明書提出(在籍表添付)	市町村立学校→ 取次供給所、市町村教委(写) 県立中学校・私立学校→ 取次供給所、県教委(写)	○点字・拡大本は直接発行者へ提出 ○市町村立学校・県立学校・私立学校 3部作成(2部提出、1部学校控)
令和8年 9/9(水)	[後期・前期転学] 教科用図書給与児童(生徒)名簿提出	市町村立学校→市町村教委 県立中学校→県教委 私立学校→学校保管	○市町村立学校・県立中学校 2部作成(1部提出、1部学校控) ○私立学校:1部作成(学校控)
令和8年 9/17(木)	[前期転学] 教科用図書受領「該当なし」証明書提出	市町村教委・私立学校→ 取次供給所 県立中学校→取次供給所、 県教委(写)	○点字・拡大本は直接発行者へ提出 ○市町村教委・私立学校 2部作成(1部提出、1部教委・学校控) ○県立中学校 3部作成(2部提出、1部学校控)

令和8年度使用教科用図書事務＜無償給与関係＞日程②

提出期限	報告書用紙	流れ	備考
令和8年 9/17(木) 市町村教委→教育事務所 令和8年 9/25(金) 県立・私立・教育事務所 →県教委	[前期転学] 教科用図書受領・給与児童 生徒数「該当なし」報告書 提出	市町村教委→県中教育事務所 県立中学校・私立学校→県教委	○2部作成 (1部提出、1部教委・学校控)
令和9年 3/3(水)	[後期転学] 教科用図書受領証明書 提出(在籍表添付)	市町村立学校→ 取次供給所、市町村教委(写) 県立中学校・私立学校→ 取次供給所、県教委(写)	○点字・拡大本は直接発行者へ提出 ○市町村立学校・県立中学校・私立学校 3部作成(2部提出、1部学校控)
令和9年 3/3(水)	[後期転学] 教科用図書給与児童 (生徒)名簿提出	市町村立学校→市町村教委 県立中学校→県教委 私立学校→学校保管	○市町村学校・県立中学校 2部作成(1部提出、1部学校控) ○私立学校1部作成(学校控)
令和9年 3/3(水)	[後期転学] 教科用図書受領「該 当なし」証明書提出	市町村教委・私立学校→ 取次供給所 県立中学校→取次供給所、 県教委(写)	○点字・拡大本は直接発行者へ提出 ○市町村教委・私立学校 2部作成(1部提出、1部教委・学校控) ○県立中学校 3部作成(2部提出、1部学校控)
令和9年 3/3(水) 市町村教委→教育事務所 令和9年 3/8(月) 県立・私立・教育事務所 →県教委	[後期転学] 教科用図書受領・給与児童 生徒数「該当なし」報告書 提出	市町村教委→県中教育事務所 県立中学校・私立学校→県教委	○2部作成 (1部提出、1部教委・学校控)

3

来年度使用教科書の 需要数報告

令和9年度使用教科用図書事務<採択～需要数報告>日程

期限	内容	流れ	備考
令和8年 7/29(水)を目処に	市町村教育委員会採択決定		
7/31(金)まで	○採択教科書一覧表(※)の作成 ○入学予定数を通知 ○システムにて採択教科書を設定	市町村教委→市町村立学校	※書式は任意。採択教科書一覧表については、採択地区代表の市町村教委が県教育庁義務教育課にも提出する。
8/5(水)まで ※県立中学校・私立学校は 8/19(月)まで	A表の作成 「報告」ボタンを押す。 ※複式学級で生活・図工の下巻を使用する場合→複式学級用需要数一覧を作成し、メールで市町村教委へ提出(複式の形態をA年度・B年度かA/B年度いずれかを報告)	市町村立学校→市町村教委	
8/19(水)まで	A表の内容確認 「承認」「報告」ボタンを押す ※複式学級で生活・図工の下巻を使用する場合→提出された複式学級需要数一覧をメールで教育事務所へ提出	市町村教委・県立中学校・私立学校→義務教育課	

(1) 小学校用教科書の留意点

- ① 令和6年度と同じ教科用図書を選択する。
 - 発行者名、教科書番号、書名等を確認する。
 - 教科書目録に基づいて、正確に報告する。

(1) 小学校用教科書の留意点

② 複式学級で特別な教育課程編成がある場合

(例) A年度・B年度、A／B年度

※ 教科書需要数集計事務説明資料6～7ページ参照

→ 二重給与、給与漏れに注意。

→ 多学年使用教科書(生活・図画工作)各下巻を前期用として給与できる。その場合は複式学級用需要数一覧の書類を作成し、提出すること。

○ 教育課程の確認・見直しを十分に図ること。

○ 管理職、教務主任との連携、担当者での引継ぎを十分に行うこと。

(2) 中学校用教科書の留意点

- ① 令和7年度と同じ教科用図書を採択する。
 - 発行者名、教科書番号、書名等を確認する。
 - 教科書目録に基づいて、正確に報告する。

(2) 中学校用教科書の留意点

① 社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）

- 教育課程の別なく第1学年において地理と歴史を共に給与する。
- 地理は第2学年まで、歴史は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用する。

(2) 中学校用教科書の留意点

② 英語

- 3学年分の指導内容が一体となっている。
- 第1学年は、採択変更後の発行者の新版教科書を使用する。
- 第2学年及び第3学年は、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用する。

英語	1学年	2学年	3学年
R6年度	A社	A社	A社
R7年度	B社	A社	A社
R8年度	B社	B社	A社
R9年度	B社	B社	B社

(2) 中学校用教科書の留意点

③ 道徳

- 3学年分の指導内容が一体となっている。
- 第1学年は、採択変更後の発行者の新版教科書を使用する。
- 第2学年及び第3学年は、学習内容の連続性に配慮し、採択変更前の発行者の新版教科書を使用することが原則である。
- 採択権者の判断により特に必要性を求める場合には、第2学年及び第3学年について採択変更後の発行者の新版教科書を使用することも可能とする。

道徳	1学年	2学年	3学年
R6年度	A社	A社	A社
R7年度	B社	A社	A社
R8年度	B社	B社	A社
R9年度	B社	B社	B社

(3) 報告する需要数

- 小・中学校ともに
 - ・ 第1学年:市町村教育委員会が通知した入学予定者数
 - ・ 第2学年以上:作成日(システム入力日)現在の在籍児童生徒数

4

報告ミスを
未然に防ぐために

(1) 転入児童生徒に関する処理

- 転学児童(生徒)教科用図書給与証明書を複数の目で確認し、納入指示書を作成する。
 - できれば、転入児童生徒の持ってきた教科書の現物を確認する。
 - 使用頻度の比較的低い教科書の給与漏れが、時間が経ってから判明するケースもある。
 - ☞ 適切な時期に給与できなかったことになる。
- ◎ 納入指示書を出す前に、市町村教育委員会に相談してください。

(2) 教科書納入時、給与時の注意

- 納入時、納入指示書の控えをもとに正確な冊数が納入されているかを担当者と取次供給所で確認する。
- 給与時、残部が無いか確認する。
- 欠席の児童生徒には、即日手渡しにより給与することを基本とする。
- 長期欠席児童生徒の教科書を学校で保管することがないようにする。
 - ☞ 学校が教科書を届けるなど対応する。
 - ☞ 教科書を届けることができない場合は、**返付**処理を行う。
- **記名した教科書は返付できない。**
(市町村教育委員会と相談することになります。)

(3) 特別な教育課程に伴う給与に関する処理

(例) 単式学級で、A年度・B年度の特殊な教育課程を編成し、本来の給与と異なる教科書を給与した。

☞ 教育課程編成上必要がなく、認められない。

◎ 本来の給与形態と異なる給与を行おうとする場合は、市町村教育委員会に必ず相談してください。

5

障がいのある児童生徒
の学びを保障する
様々な教科書

(1) 知的障がい特別支援学級の児童生徒に関して

- 下学年の文部科学省検定済教科書
 - 文部科学省著作教科書(☆本)
 - 学校教育法附則9条本(一般図書、絵本本)
- ◎ 採択を検討する際には、まず市町村教育委員会に相談をお願いします。

(2) 視覚障がいをもつ児童生徒に関して

- 拡大教科書
- 点字教科書

◎ 採択を検討する際には、まず市町村教育委員会に相談をお願いします。

(3) 文字や図形の認識に困難を抱える児童生徒に関して

- 音声教材
- 学習者用デジタル教科書

※ 検定教科書の代わりではなく、併用する。

6

教科書採択における 公正確保の徹底等について

教科書採択における公正確保の徹底等について

令和8年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知より、採択関係者（教育委員会関係者、学校関係者を含む）は特に下記の点に留意のこと。

- (1) 発行者に対して教科書見本（学習者用デジタル教科書の完全見本を含む。）の献本又は貸与を求めてはならない。
- (2) 採択期間（4／1～8／31）は、文科省から発行者に対して教科書に関する講習会又は研修会を主催しない、関与しないよう指導している。その趣旨を理解した上で適切に対応する。
- (3) その他別紙資料のとおりであるが、教科書の著作・編集に関与するなど教科書発行者との関係を持つ際には、服務監督権者に相談し、適切な指導・助言を得ること。